米国の住宅金融市場 改革

奥谷 貴彦

要約

本稿では議論が進む米国住宅金融市場の改革について、公的住宅金融の あり方に注目して考察する。米国での議論から得られる日本の住宅金融市 場への考察についても言及する。

2章では、米国の住宅金融市場誕生の背景や住宅バブルの発生と政府後 援企業であるフレディマックやファニーメイが政府管理下に置かれるまで の過程について整理し、公的住宅金融の問題点を探る。

3章では、財務省が提案する住宅金融市場の改革案について、公的住宅 金融のあり方を巡る議論を整理し分析する。また資本市場への影響につい ても考察する。

4章では、米国での議論を踏まえ、日本の住宅金融市場について分析し、 日本の公的住宅金融のあり方について考察する。



- 1章 はじめに
- 2章 米国住宅金融市場誕生の背景と現状
- 3章 公的住宅金融のあり方を巡る議論
- 4章 日本の公的住宅金融のあり方

1章 はじめに

米国ではいまだに住宅市場の低迷が続き問題となっている。国民が住宅を購入できる環境を整備することは政府の重要な政策課題であり、米住宅市場を支える住宅金融の再構築が早急に求められている。

金融危機前は連邦政府の信用を裏付けにした政府後援企業(GSE:Government Sponsored Enterprises)が住宅ローンを保証し、自ら住宅ローンの証券化商品を購入したことで、住宅ローンの供給が促進された。投資家はGSEが発行する社債や不動産担保証券(MBS)を購入し、社債市場やMBS市場の育成にもつながった。住宅価格が安定的に上昇した背景には、世界の投資家が連邦政府の信用力を裏付けにしたGSEに資金を供給していたことが挙げられる。

しかしながら、住宅バブルが崩壊し、住宅価格が下落に転じるとGSEは巨額の損失を計上し、破綻の危機に直面した。GSE破綻の与える影響が甚大であることから公的資金が注入され、現在は公的管理下に置かれている。GSE問題は金融制度改革の中でも最も重要な課題の一つとしてその解決の行方が注目されている。

GSEは住宅市場で大きな役割を担っているため、必要な機能は当面維持する必要がある。特に住宅ローン買い取りや保証は政府の差し押さえ対策として活用されており、政治的な問題でもある。一方で、今後の米住宅市場を形作る新しい住宅金融システムの構築を早急に進める必要もある。2010年7月に成立した米金融規制改革法では金融制度の幅広い分野における改革が盛り込まれたが、GSE改革については具体的な議論が棚上げされた。今後、12年の大統領選を控え米住宅市

場のあり方を巡る議論が活発化すると思われる。

GSE改革は今後の日本でのMBS市場や公的 金融のあり方を巡る議論の指針ともなるだろう。 本稿では日本の住宅金融制度への示唆についても 言及する。

2章 米国住宅金融市場誕生の背 景と現状

1. GSEの誕生

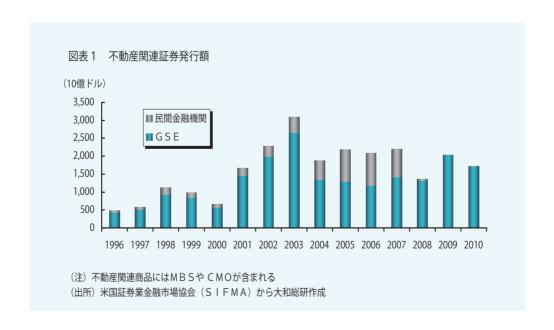
米国における住宅ローンの流通市場やMBS 市場は過去大きく変わってきた。その変革に主 要な役割を果たしたのが、ファニーメイ(Fannie Mae: Federal National Mortgage Association) やフレディマック(Freddie Mac: Federal Home Loan Mortgage Corporation)などの政府後援企 業(GSE)である。

約40年前にファニーメイやフレディマック(以下、GSE両社)は民営化、ならびに新設され、法律によってGSEであると定められた。GSE両社は民間企業でありながら、共通の公的使命も持つ。主に以下の3つが公的使命である。①住宅ローン流通市場のインフラ整備、②住宅市場の安定性確保と継続的な支援、③住宅ローン債権への投資を促進する。GSE両社は主に住宅ローン債権を購入することによって公的使命を果たしていた。GSE両社は購入した住宅ローン債権を保有、もしくは証券化しMBSを組成、債務保証し投資家に売却した。

政府の後援を背景に両社の保証するMBSは、 民間金融機関が保証するMBSよりも価値が高い と投資家に考えられていたため、民間の参入は遅れ、GSE両社は住宅ローンの流通市場で最大の 市場参加者であり続けた。その後、民間大手金融 機関はGSE両社が事業の対象外としていた高額 なローンや信用力の低いサブプライムローンな どの分野に限って進出していたが、08年の金融 危機以降は住宅ローンの証券化事業を縮小してい る。

金融危機後、住宅価格の下落や債務不履行の増 加を背景にしてGSE両社は業績が悪化した。信 用が低下し資金調達に支障をきたし、08年9月 に連邦政府の公的管理下に置かれた。そして財務 省はGSE両社の損失を12年まで補填すること になった。加えて連邦準備銀行はGSE両社のM BSを上限1兆2,500億ドル、債務を上限1,750 億ドル買い取ることでGSE両社の経営を支援し た。このような支援はMBS市場に安定性をもた らしたが、GSE両社の市場占有率を維持するこ とにつながった一面もあると言える。

公的管理下に置かれたGSE両社であるが、そ の事業のどこに問題があったのか分析したい。ま ず事業リスクとそのリスクへの対処から考察した い。GSE両社の事業には次のようなリスクが含 まれていた。MBSの保証における1つ目のリス クは信用リスクである。これはMBSとして証券 化された住宅ローンの借り手が債務不履行に陥っ た際、その債務を保証するGSE両社が債務の全 額を返済しなければならないリスクである。住宅 バブルが崩壊するまでは住宅ローンの担保となる 住宅の価格が長期間上昇することを前提にし、住 宅ローンの頭金がローン総額の20%以下に設定 されていた場合が多く、潜在的な債務不履行の割 合を高めたとされる。2つ目のリスクが金利リス クである。GSE両社は住宅ローンやMBSを 保有しており、市場金利変動による同評価額の変 動リスクを抱えていた。金利が下がると住宅ロー ンの借り換えが進むが、GSE両社は固定金利の GSE債に金利が下がる以前の割高な配当を支払 わなければならない。金利が上がると住宅ローン の繰り上げ返済が抑制され、市場での調達金利が 上昇して運用利回りを上回る逆ザヤに陥る可能性



がある。このような金利リスク、繰り上げ返済の リスクは金利スワップやコーラブル債「の発行に よって対応されていた。

2. 事業の優位性

次にGSE両社の事業の優位性について考えて みたい。GSE両社は株式会社としてニューヨー ク証券取引所に上場し、株主に利益を還元するこ とを目的としながら民間企業が享受できない税制 上の優遇処置等が適用されていた。なお、GSE 両社が公的管理下に置かれてからは財務省が株式 を保有し、両社は上場廃止となっている。加えて 両社は資金調達についても民間企業より有利で あった。両社の発行する社債はいわゆる暗黙の政 府保証を背景に米国債と同じように扱われ、銀行 や貯蓄銀行による保有について上限規制は設けら れなかった。また財務省の緊急融資枠も設けられ ていた。

GSE両社には政府後援企業として公的使命も 課せられていた。両社は連邦住宅金融局(Federal Housing Finance Agency)の監督下に置かれ、資 本規制を課せられていた。また規制により、購入 できる住宅ローンは制限されており、住宅ローン の保証や保有について、政策目標として住宅ローンの借り手が一定割合で中低位所得者になるよう に義務づけられていた。

3. 事業モデルの変化

次にGSE両社の誕生から公的管理下に置かれるまでの事業モデルの変化を見ていきたい。GSE両社や連邦住宅局(Federal Housing Administration)などの米国の住宅金融システム

は 1920 年代の大恐慌の後、住宅価格の下落や差 し押さえ率の上昇に対応するために相次いで創設 された。当時、住宅ローンの借り手は開発の進ん でいた西部などの地方に多く存在し、地方の貯蓄 銀行が利用されていた。しかし、貯蓄銀行は短期 性資金である銀行預金を元手に融資していたた め、貸出額に限度があり、最長で10年物の住宅 ローンしか提供できなかった。また長期性資金で ある生命保険や住宅ローン保証会社による住宅 ローンの流通市場は限定的な規模であった。この ように民間の金融機関では資金需要に十分に対 処できなかったことから、国営金融機関である 連邦住宅局が創設されることになった。連邦住 宅局が30年物の住宅ローンを提供し始めたこと で、毎月の返済額が抑制され、ローンの借り換え が必要でなくなった。ファニーメイは連邦住宅局 の住宅ローンを買い取ることを目的に 1938 年に 設立された。68年にはベトナム戦争の長期化に よって財政が悪化した政府が、政府会計からファ ニーメイの保有する負債をオフバランスすること を目的にファニーメイを民間企業と定めた。同時 に、ファニーメイの一部を新設したジニーメイ (Government National Mortgage Association) に 移管し、住宅都市開発省の傘下に置いた。ジニー メイは連邦住宅局や退役軍人省が保証した住宅 ローンの元利金が遅滞なく支払われるよう保証す る組織として発足した。70年には急増する貯蓄 貸付組合の融資に対応するため、フレディマック が設立された。

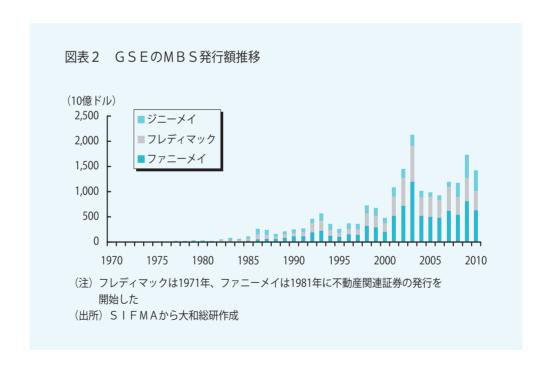
ファニーメイだけが住宅ローンを購入し証券化 するビジネスモデルを続けていたが、変化が訪れ る。70年代に金利が急上昇し、フレディマック

¹⁾ コーラブル債とは債券の発行体が特定の日に繰り上げ償還する権利を有している代わりに、同期間の債券よりも利率が高くなっている債券。

は保有していた住宅ローンの評価額が下落した が、ファニーメイは購入した住宅ローンの証券化 によって、金利上昇の影響を抑えることができた。 これを契機にして、80年代以降にフレディマッ クも証券化事業を推し進めることになった。この 証券化事業によって、事業リスクを低減すること ができたと言える。

しかしながら証券化事業は、低い調達費用で資 金調達し住宅ローンを買い取り、保有するポート フォリオ事業と比較すると好況時の収益性は劣 る。住宅価格が上昇した90年代にはGSE両社 の証券化事業は縮小し、ポートフォリオ事業の拡 大が進んでいった。しかし、2007年以降住宅価 格が下落に転じるとポートフォリオ事業の損失が 拡大した。

また住宅ローンの流通市場で特に重要であった 出来事として、1970年代に民間金融機関による MBS発行が急増したことが挙げられる。民間金 融機関は政府の後援がないためGSE両社が扱っ ていた住宅ローンについては競争力がなかった が、それ以外の額面の大きい住宅ローンやサブ プライムローンなどのリスクが高いローンに進出 し、2005年と06年には発行されるMBSの約 半分以上を民間金融機関が発行するまでに民間の 進出が加速した。しかし金融危機後、民間金融機 関の多くは証券化事業の規模を縮小し、その後も 住宅市場の本格的な回復が遅れるなど、困難な事 業環境が続いている。



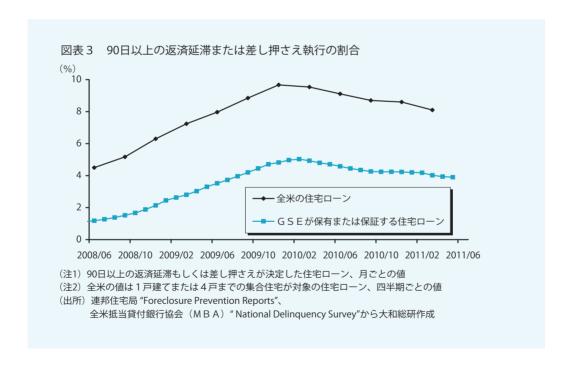
4. 業績悪化の原因

次にGSE両社が公的管理下に置かれるまで業績が悪化した原因を探りたい。GSE両社のポートフォリオ事業が損失を抱えた主な原因として、住宅ローンを買い取る際の信用基準の緩和が挙げられる。民間金融機関がサブプライムローンなどの信用力が低い住宅ローンの証券化によって、MBS発行市場において半分以上のシェアを得たことを参考にし、GSE両社も信用力が低い住宅ローンの証券化事業に進出した。しかし住宅価格が下がると債務不履行が急増し、GSE両社に損失をもたらした。またGSE両社は民間金融機関による証券化を信用補完し、投資家に対する元利払いを保証する保証型事業を運営していた。しか

しプライムローンの債務不履行が増加し、同事業 は大きな損失を被った。

リスク管理について検証すると、GSE両社が保有または保証する住宅ローンのうち、90日以上の返済延滞もしくは差し押さえが執行された住宅ローンの割合は、全ての住宅ローンを対象とする同割合の半分程度で推移している。GSE両社が住宅ローンを保有または保証した際、一定の信用基準が確保されており、リスク管理が全く機能していなかったわけではないと考えることができる。

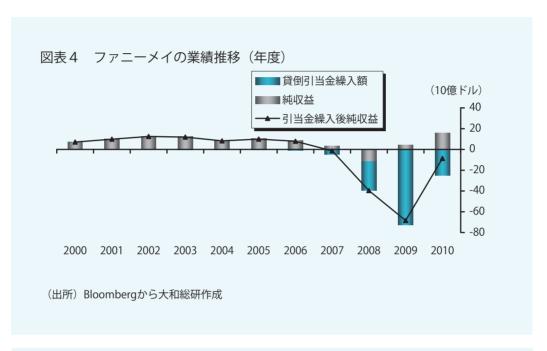
金融危機後、GSE両社は社債による資金調達 コストの上昇に見舞われた。政府は金融市場の安 定化のため、08年9月7日に両社を公的管理下 に置いた。その後、連邦準備銀行が両社の発行す

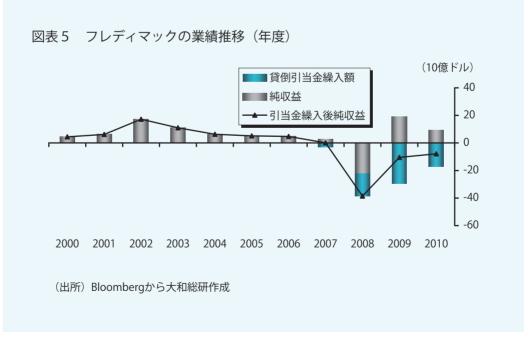


るMBSを購入するなどの金融政策が実行されて いる。現在も両社は米国の住宅ローンの多くを買 い取り、または保証しており、住宅金融において 重要な役割を担っている。住宅ローンの買い取り や保証によって、金融危機前の高利の住宅ローン

増加し、債務不履行の可能性が低下する。そうす ると差し押さえ物件が減少し、住宅価格の下落圧 力が弱まる。

GSE両社の業績に注目すると、両社の事業か ら得られる純収益は08年度の水準と比較すると の借り換えが促進されると、低利の住宅ローンが回復している。しかし、貸倒引当金が業績の足を





引っ張っており、引当金繰入後純収益はマイナス いとしている。 で推移している。両社が保有または保証する住宅 ローンの債務不履行が依然として多く、貸倒引当 金繰入額が高水準で推移していると考えられる。 差し押さえ率が改善し貸倒引当金繰入額が業績を 圧迫しない水準まで減少することや、住宅価格が 安定的に上昇し保有住宅ローンの価値上昇を享受 できることの2点が確認できるまで、当面は政府 の支援が必要であろう。

公的住宅金融のあり方を巡 る議論

1. 政府の住宅金融市場改革案

11年2月に財務省と住宅都市開発省は住宅金 融市場の改革案について発表している。同案で は実効性のあるGSE両社の改革や政府のGSE 両社への支援が経済の回復に必要不可欠とし、ま た納税者にとっても最適な選択であるとしてい る。その上で、慎重な改革が納税者の資金による 投資へのリターンを確実にし、将来の損失を最小 化すると述べ、注意深く改革を行う必要があると 主張している。GSE両社は住宅ローンを買い 取っており、住宅価格が上がると買い取った住宅 ローンの価値が上昇し、その評価益が計上される。 また、差し押さえ率が下がれば貸倒引当金繰入額 が減少し、将来の損失も減少するだろう。

また同案ではGSE両社の業績を分析し、両社 の損失の大部分は金融危機前の住宅バブルの際に 購入または保証した住宅ローンに起因するもので あるとし、それ以降は買い取りや保証の審査基準 を引き上げているとしている。そのため、現在の 両社の買い取りや保証事業には大きなリスクがな

GSE両社は多大な損失を被ってしまったた め、住宅市場を支え、国民が住宅ローンを契約で きる環境を整備するような住宅金融市場改革を実 行しなければならないと提言している。

以上の議論を踏まえた上での論点として以下の 4点が挙げられている。1つ目は住宅ローンのイ ンフラとしての供給である。政府によるGSE両 社の支援により、特に長期・固定型の住宅ローン が低金利で提供され、住宅ローンが標準化される 利点がある。また標準化によって住宅ローン業者 や地方銀行が参入でき、市場の寡占が防止できる としている。2つ目は住宅投資の促進についてで ある。政府のGSE両社への支援により、住宅へ の投資はより有利な選択となる。しかしながら、 個人の住宅投資が過剰に促進されると、教育など 雇用創出を促す支出が抑制される可能性がある。 また住宅価格の過度な上昇はより大きな住宅バブ ルとその崩壊を起こしかねない。このような欠点 も考え住宅改革を行うべきとしている。税制の優 遇処置なども住宅投資を促進する手段として有効 であるとしている。3つ目は納税者の保護である。 直接か間接かを問わず、政府が住宅ローンに関与 する限り、何らかのリスクが発生する。そのリス クの対価として保証料を市場参加者から徴収する 場合、保証料の価格設定は簡単でない。政策目標 である安価な住宅ローンを供給するために保証料 率を下げ、過度にリスクを取り、納税者の資金を 危険にさらす可能性もある。その対策として、全 ての資金調達に政府が責任を持つのではなく、民 間と政府両方の資金を用いた方式や保証料率を適 切な水準に設定するなどの方法が考えられる。4 つ目は金融市場や経済の安定性についてである。

²⁾ 米財務省、住宅都市開発省 "REFORMING AMERICA'S HOUSING FINANCE MARKET A REPORT TO CONGRESS"

経済危機や金融危機などのストレス下において、 GSE両社への政府の資金支援が金融市場の安定 性を高めるだろう。しかし、一定の金融安定性を 担保すると、民間金融機関が市場で過度にリスク を取り、金融市場の安定性が損なわれる可能性も 考えられる。

以上のような論点から、GSE両社の改革につ いて以下の3案が提示された。

オプション1:民間による住宅金融システムを 構築。連邦住宅局、農務省、退役軍人省(以下、 同政府当局)は一部の借り手の住宅ローンを保証 する。

オプション2:オプション1に加え、同政府当 局は金融危機下において住宅ローンを保証する体 制を整備する。

オプション3:民間による住宅金融システムを 構築。同政府当局は中低額所得者の住宅ローンを 保証する。また民間の十分な資本を柱にし、同政 府当局が金融危機に対処する住宅ローンの再保険 を手掛ける。

2. 官民ハイブリッド型の利点と欠点

3案全て、民間が住宅金融の主要な役割を担い、 政府が住宅ローンを保証する、官民ハイブリッド 型の住宅金融システムである。この官民ハイブ リッド型を従来のGSEや国営化、政府の支援を 取りやめる完全民営化と比較すると、以下のよう な利点が挙げられる。

官民ハイブリッド型では政府の保証によって住 宅ローンの流通市場の流動性が確保できる。特に 金融危機下において、住宅ローンに投資商品とし ての安定性を担保することができる。保証料率を 上げることで、以前よりも納税者の取るリスクは 軽減されるだろう。

国営化と比較すると、政府が金融市場に多大な 影響力を行使する懸念が和らぐ。民間の市場参加 を促し、納税者の負担を軽減できる。また民間が リスクを取ることで、保証料の慎重な価格設定や リスクマネジメントの向上を促進するだろう。

完全民営化と比較すると、官民ハイブリッド型 は政府の金融市場への影響力があるために、金融 危機下において秩序のある対処が期待できる。

一方、官民ハイブリッド型の欠点としては以下 のような点が挙げられる。過去に政府の住宅金融 制度は住宅ローンの保証料を低く設定していたた め、金融危機後に貸倒引当金繰入額が急増してい る。今後厳格な保証料が設定されるかどうかは断 定できない。政策目的である住宅の普及を達成す るには保証料率を低く設定し、低利の住宅ローン を実現しなければならない。しかし、株主に利益 を還元するには高い保証料率を設定したほうがよ く、矛盾を抱えた構造となる。また民間金融機関 の住宅ローン関連商品が幅広く保証され、再び大 きすぎてつぶせない問題が発生する可能性があ る。そのため、規制当局は常に金融機関の動向を 把握し、適切な規制を導入し対応する必要がある。

3. 住宅金融や経済への影響

次に、財務省の提案した3案が住宅金融市場や 経済に与える影響を見ていきたい。オプション1 の利点は以下のとおりである。

住宅投資を促進しないため、住宅バブルを招く 可能性が低くなる。そのため一部の政策目標の住 宅ローンについて納税者の取るリスクも低くな る。また住宅投資ではなく、長期的に経済が成 長するような投資に資金が向かう利点もあるだろ う。

一方で欠点もある。民間主体で行うことから政

府保証の裏付けがなく、証券化を行う会社の資金 調達金利が上昇し、長期・固定型ローンの金利が 高くなる可能性がある。住宅購入者にとっては不 利になるだろう。また金融危機下において、迅速 な政府の対応ができない。もう一つの欠点として は、投資家が金融危機下における政府の対応を期 待していると、暗黙の政府保証と似た状況となり、 モラルハザードに陥る可能性がある。

オプション2の利点は以下のとおりである。平 常時において住宅金融への政府の関与は現在と比 較すると弱めることができる。加えて、金融危機 下において政府が迅速に関与することができ、住 宅市場の安定性を確保できる。また平常時の保証 を限定し、リスクを抑制することで、金融危機下

における保証に対応できる。その ほかに金融危機下においては民間 が住宅ローンの保証を停止する可 能性が高く、納税者の取るリスク に相応する比較的高い保証料率が 設定できるだろう。加えて、オプ ション1と同じく平常時に住宅投 資を抑制し、成長投資を促進する 効果がある。

オプション2の欠点としては、 オプション1と同じく、民間主体 で証券化を行うため、資金調達金 利が高く、長期・固定型ローンの 金利も高く設定される可能性があ る。

オプション3の利点は次のとおりである。再保険制度には金融危機下において安全弁としての役割が期待でき、市場の混乱を回避できるだろう。また再保険料を上げ

ることで、納税者の取るリスクに相応した再保険料を徴収することが可能であろう。再保険が適用されるため、オプション全3案の中では、長期・固定型ローンの金利が最も低くなるとみられる。住宅購入者にとっては3案の中で最も有利な案であると言える。

オプション3の欠点は以下のとおりである。住 宅投資の促進が成長投資を抑制する可能性があ る。また住宅投資が過熱すると住宅バブルを招く 可能性も否定できない。

4. 金融市場への影響

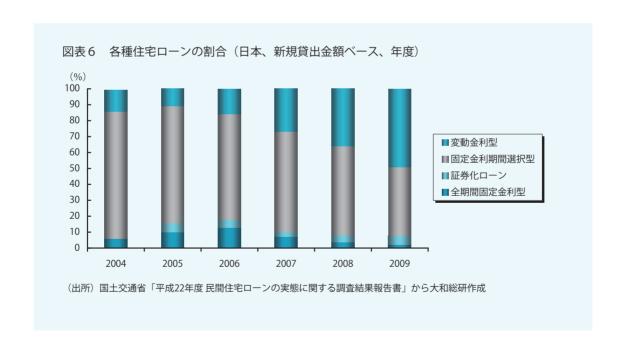
次に以上の3案が実現した場合の金融市場への 影響を見ておきたい。オプション全3案のケース



において、保証料率の段階的な引き上げとGSE 両社が買い取り、保有する住宅ローン残高の毎 年 10%削減が前提となっている。この前提でM BS市場への影響を考えると次のように分析でき る。まずGSE両社の保有住宅ローン残高の段階 的な削減によって、両社が買い取りに用いる資金 の調達額も減少するだろう。よってGSE両社の 社債発行額が徐々に減少すると考えられる。この ように資産や負債の圧縮が進むことから、両社が これまでリスクマネジメントに用いていた金利ス ワップの契約を徐々に解消していくとみられる。 また3案共に民間が主体となり資金調達と住宅 ローンの証券化を行う。そのため、新しい民間金 融機関の無担保社債が連邦準備銀行融資の適格担 保として認められない可能性があるだろう。

日本の公的住宅金融のあり 4章 方

日本の住宅は持ち家が賃貸住宅よりも多い。持 ち家世帯率は1980年代以降約6割の水準を維持 している³。米国の持ち家比率が約7割であるの で、米国より若干下回る水準である4。米国では 個人金融資産のうち、株式などの投資が預貯金を 上回る。また長期・固定型の住宅ローンがプライ ムローンの7割を占める。一方、日本の個人金 融資産は短期性資金である預貯金の割合が長期性 資金である株式などの投資の割合を上回り、住宅 金融は主に銀行を主体に成り立っている。銀行は 短期性資金を住宅ローンの貸付原資としているた め、長期固定型の住宅ローンの供給には何らかの



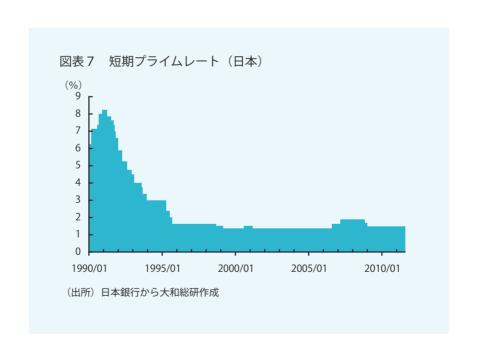
³⁾ 総務省「平成 20 年住宅·土地統計調査」

⁴⁾ 米センサス局 "American Housing Survey 2009"

仕組みを必要とする。そこで、公的機関である独立行政法人の住宅金融支援機構が銀行の住宅ローンを買い取り、証券化し長期・固定金利の住宅ローンを提供している。また近年は長期的な低金利政策の影響などから変動金利が好まれる傾向にある⁵。民間の新規住宅ローン貸出額における各種住宅ローンの割合を見てみると、2005年から変動金利型の割合が増加し、09年には49%と全体の約半分を占めた。一方、固定金利期間選択型は変動金利型にシェアを奪われる形で05年からその割合が減少し、09年には43%まで減少した。固定金利期間選択型は10年物以下の住宅ローンである。10年物以下を短期と定義すると、短期物の住宅ローンが全体の92%を占めたことになる。

日本では、生活様式に合った多様な住宅ローンを提供することを目的に独立行政法人の住宅金融支援機構が住宅ローンを買い取り証券化し、長期・固定型の住宅ローンを供給している。このようなポートフォリオ事業のほかにも、民間金融機関による証券化を信用補完し、投資家に対する元利払いを保証する保証型事業も行っている。長期・固定型の住宅ローンの代表的な商品として35年物固定金利の住宅ローンが挙げられる。

公的機関が事業を行う理由としてはいくつか挙 げられる。資産規模が大きい一部の民間企業が住 宅ローンの証券化市場を寡占し、高い水準の固定 金利が設定される可能性があるとされているこ と。仮に競争が確保され多数の企業が参入した場 合も規模の経済が働かないこと。事業の採算性が

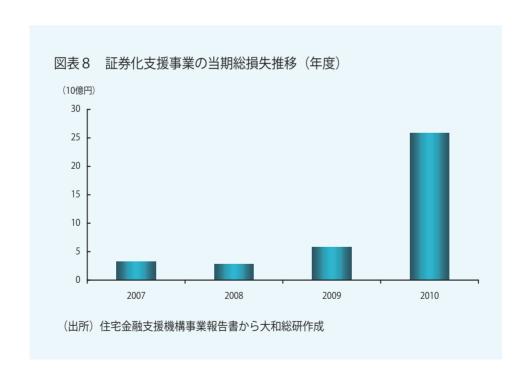


⁵⁾ 国土交通省「平成 22 年度 民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書」

低いことも危惧されている。住宅金融支援機構の 証券化支援事業は赤字が続いており、民間による 事業の運営は困難であろう。また公的信用力の裏 付けがあると、発行する住宅ローンの証券化商品 の格付けが有利になり、低い固定金利を実現でき る。

しかしながら、公的機関が証券化事業を担うと 資本市場において国が大きな役割を担うことにな る。国は一般的に破綻する可能性が少ないため、 コスト管理やリスク管理に対する意識が民間企業 と比較すると不十分となる可能性もある。加えて、 政策目標のために低利の住宅ローンを提供すると 住宅投資が促進され、本来必要な成長投資が抑制 される可能性もあるだろう。その点では市場の金

利から逸脱しない、成長投資を抑制しない程度の 住宅金利水準を保つ必要がある。また民間がリス クを取らず国がリスクを取ることにより、モラル ハザードが起こる可能性もある。米国では住宅バ ブルにおいて、民間の住宅ローン会社が住宅ロー ンのリスクを連邦住宅局に過少申告していた例も あった。以上のように、公的機関による住宅金融 には様々な利点があるが欠点もある。日本では米 国のように長期・固定型ローンの市場シェアが高 くないことから資本市場での国の役割は比較的小 さい。政策目的として今後も事業を運営するなら ば、上記の欠点についてガバナンスが有効に働く よう運営されることが望ましいと考える。



【参考文献】

- ・独立行政法人住宅金融支援機構「平成 22 事業年度 事業報告書」
- ・国土交通省「平成 22 年度 民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書」
- ・総務省「平成20年住宅・土地統計調査」
- •米財務省、住宅都市開発省 "REFORMING AMERICA" S HOUSING FINANCE MARKET A REPORT TO CONGRESS"
- Viral V. Acharya, Matthew Richardson, Stijn van Nieuwerburgh, and Lawrence J. White, "Guaranteed to Fail: Fannie Mae, Freddie Mac, and the Debacle of Mortgage Finance"
- Viral Acharya, Matthew Richardson, Stijn Van Nieuwerburgh, and Lawrence J. White, "A Blueprint for Mortgage Finance Reform"
- Peter J. Wallison, Alex J. Pollock, Edward J. Pinto, January 2011, "An American Enterprise Institute Policy White Paper Taking the Government Out of Housing Finance: Principles for Reforming the Housing Finance Market"
- Dwight M. Jaffee, Lawrence J. White, Peter Wallison, Arnold Kling, Anthony B. Sanders, Michael Lea, March 2011, "Mercatus Center: Five Proposals for a New Housing Finance System in the United States The Economics of Housing Finance"
- David Scharfstein and Adi Sunderam, February 2011, "Reform:Privatizing, Regulating and Backstopping Mortgage Markets"
- · Karen Dynan and Ted Gayer, February 2011,
- "The Government's Role in the Housing Finance System: Where Do We Go from Here?"
- Mark Zandi and Cristian deRitis, February 2011, "The Future of the Mortgage Finance System"
- The Mortgage Finance Working Group, sponsored by the Center for American Progress, January 2011, "A Responsible Market for Housing Finance A Progressive Plan to Reform the U.S. Secondary Market for Residential Mortgages"
- Diana Hancock and Wayne Passmore, January 2011, "Catastrophic Mortgage Insurance and the Reform of Fannie Mae and Freddie Mac"
- A CBO Study, December 2010, "Fannie Mae, Freddie Mac, and the Federal Role in the

- Secondary Mortgage Market"
- Dwight M. Jaffee, November 2010, "Reforming the U.S. Mortgage Market Through Private Market Incentives"
- Toni Dechario, Patricia Mosser, Joseph Tracy, James Vickery, and Joshua Wright, August 2010,
- "A Private Lender Cooperative Model for Residential Mortgage Finance"
- Ingrid Gould Ellen, John Napier Tye, Mark A. Willis, May 2010, "Improving U.S. Housing Finance through Reform of Fannie Mae and Freddie Mac: Assessing the Options"
- The Housing Policy Council, February 2010,
- "Moving Beyond Fannie Mae and Freddie Mac: A Proposal for a New Generation of Entities to Facilitate a Secondary Market for Conventional Mortgages"
- Federal Government Affairs and Housing Finance Committees, January 2010, "Future of Fannie Mae and Freddie Mac and the Housing Finance System"
- · Mortgage Bankers Association, August 2009,
- "MBA's Recommendations for the Future Government Role in the Core Secondary Mortgage Market"
- National Association of REALTORS®,
- "Recommendations for Restructuring the GSEs"
- Economic analysis by Susan Woodward and Robert Hall. "Financial Crisis and Recession"

[著者]

奥谷 貴彦 (おくたに たかひこ)



ニューヨークリサーチセンター 研究員 担当は、米国政策全般